

9302 引揚者の方々からお預かりした通貨、証券類の返還について

税関では、引揚者の方々からお預かりした通貨、証券などをお返ししています。

税関が保管している物件には、終戦後外地から引き揚げてこられた方が、上陸地の税関または海運局に預けられた通貨、証券類と、外地の引揚集結地において総領事館などに預けられたもののうち、日本に送還されている通貨、証券類があります。

返還の請求には、税関または海運局が発行した保管証、総領事館などが発行した預かり証が必要ですが、ご本人のものであることが確認できれば、それらの書類がなくてもお返ししています。ご家族の方でも請求できますので、お心当たりの方は、最寄りの税関までお気軽にお問い合わせください。

各税関における返還業務担当部門

税関名	部門名	郵便番号	所在地	電話番号
函館税関	監視部 統括監視官	040-8561	函館市海岸町 24-4	0138-40-4244
東京税関	監視部管理課	135-8615	江東区青海 2-7-11	03-3599-6279
横浜税関	業務部 税関相談官室	231-0023	横浜市中区山下町 279-1	045-212-6000
名古屋税関	監視部 監視通関部門	455-8535	名古屋市港区入船 2-3-12	052-654-4060
大阪税関	監視部 監視総括部門	552-0022	大阪市港区海岸通 2-1-4	06-6576-3115
神戸税関	監視部 特別監視官 (第一担当)	650-0041	神戸市中央区新港町 12-1	078-333-3122
門司税関	監視部 特別監視官 (第一担当)	801-8511	北九州市門司区西海岸 1-3-10	050-3530-8346
長崎税関	業務部 税関相談官	850-0862	長崎市出島町 1-36	0120-828-680